

第三章 明治期の産業・経済

第一節 秩禄处分と士族授産

秩禄处分 明治四年（一八七二）七月の廢藩置県の結果、各藩の士卒の家禄は政府の直接負担となり、その歳出の三分の一から四分の一を占め、新政府の財政を苦しめることとなつた。そこで政府は十二月に在官者以外の華士族の農工商業に従事することを許し、翌五年十一月徵兵令を発して士族の常職を解くこととし、漸次士族を農工商に転じさせる道を開いていった。

五年一月十日雪の降る未明（午前二時ごろ、借金苦から沖野勝蔵（下士）自殺の届出、二十二日には塚本成蔵・富二郎兄弟（下士）から内職のため貸馬業、翌日国富寅五郎（中士）から炭・木材・小間物の仲買い、千葉藤一郎から傘職をしてもよいかとの伺いなどが出了ことが『日慎録』に見える。士族の窮乏がいよいよ急迫してきたことが分かる。

明治六年（一八七三）十二月には一〇〇石取り以下の希望者に家禄奉還を許し、世襲の永世禄はその六ヶ年分（一代限りの終身禄は三ヶ年分）を就産資金として半額を秩禄公債（年八分の利子付。七年三月発行）、残る

表28 家禄奉還資本金明細 『高橋家文書』による

被下渡者	安達 潤憲	高橋九十郎・河合安右衛門
下渡米	7石5斗	6石(1人あたり。以下同)
下渡年数	6年	6年
下渡米計	45石	36石
同価格	154円29銭1厘	123円43銭2厘
内、秩禄公債分	75円(50円券1枚・25円券1枚)	50円(25円券2枚)
内、現金分	79円29銭1厘	73円43銭2厘

半額は現金で支給することとし、翌年十一月にはこれを一〇〇石取り以上の者にも及ぼした。これと同時に奉還を希望しない者には高率の家禄税を課して秩禄の整理を促進することになった。

豊岡藩でも奉還を願い出た者は少なくないと思われ、具体的な人数は不明であるが、明治七年三月政府が家禄の分割奉還を許して以後のものと見られる左の史料が残っている。

私儀先般家禄奉還奉_ニ願置候處其後逐テ御布達モ有_レ之猶熟考候處實ニ不動產之目途難_ニ相立ニ心痛仕候ニ付甚以自由ヶ間敷奉_ニ恐怖ニ候得共家禄高十二石之内六石改テ奉還仕度此段奉_ニ懇願ニ候誠恐頓首謹言

明治七年五月十八日 豊岡組貫属

豊岡県参事田中光儀殿

願之趣聞届候事(朱書)

(『高橋家文書』)

同年十月四日豊岡県出納課より左の通達があつた。

十五石之内七石五斗 安達 潤憲

十二石之内六石 高橋 九十郎

河合 安右衛門

右之者家禄奉還資本金下渡候条 総代として一兩人一人別添状持參来る五日午前十時出頭仕る様可相達事

豊岡県出納課(印)

明治七年十月四日

△表28△に示すように、高橋・河合らは奉還した家禄六石の六年分三六石の約半分を秩禄公債二五円券二枚と残額を現金で七三円四三銭二厘受取つたことがわかる。

このように家禄の半額または全額を奉還して就産資金を得ようとする者もあったが、なかなか進まなかつた

と見え、政府はたびたび促進の

通達を出している。ついに八年

八月に家禄奉還を停止し、九月

に秩禄（家禄）の支給方法を変

え、同年以降秩禄の支給は現米

を廃し、前三ヶ年平均の各地方

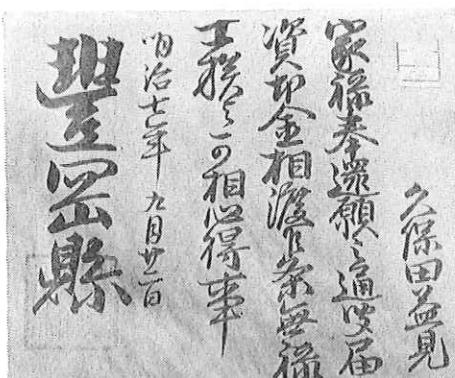
貢納石代相場で改定した金禄に

より貨幣で支給することとなつ

た。翌九年九月に政府は秩禄制

度を全廃することとし、『金禄

公債証書発行条令』を公布して



写35 元豊岡藩士久保田益見の家禄奉還認可書



写36 金禄公債（旺文社版『新研究日本史』による）

89

全有禄者に対し、その俸禄に応じて相当額の公債証書を交付することによって秋禄（家禄・賞典禄）の支給を廃止した。この公債は発行の年（明治十年）から五ヶ年間据え置き、六年目から大蔵省の都合で抽選で償還し、都合三〇ヶ年間で全額償還することとなつた。かくて封建時代の秋禄制度は、ここに全くその跡を絶つに至つた。

士族授産 これら家禄を失つた士族の階層をなんらかの産業に就かせ、その生計の救済を計る方策を「士族授産」といい、明治前期における重大課題の一つであった。

豊岡藩においても、四年の『藩制取調書』によると士族九四人・卒族一〇七人、計二〇四人の旧武家がいたが、上士の多くは上京し、豊岡に留まつた上・中・下士の内、官途についた久保田周輔（後、城崎美含郡長、宝林銀行頭取となる）や豊岡県に出仕した舟木克己・木下茂・尾藤多・坂本忍などの他は、多くは金禄公債に頼るほかはなかつた。それも一般士族には一人当たり平均四一五円の公債が支給され、年収入二九円五銭が与えられたに過ぎなかつた（丹羽邦男『明治維新の土地変革』）。従つて「士族授産」の救いの手が望まれたのである。

当時、政府や県が士族授産のためにとつた主な方策は、①開墾移住の奨励、②銀行設立の勧奨、③官営工場の払い下げ、④産業資金の貸付けなどである。

①としては全国の荒蕪地を調査して士族にこれを開墾させ、あるいは未開の北海道への移住を奨励したが、これに応じて豊岡でも大磯村戸長をしていた士族木下弥八郎が明治十五年、農民数名を連れて北海道に渡つた。

豊岡県は八年、家禄を奉還した旧藩士に官有林や竹藪を払い下げるにして入札に付したが、五月二十日落札したのは左の旧士族であった。

戸牧村官林 五町歩 士族 舟木克己（上士）

〃 〃 二町八反九畝 〃 前波孝之丞（中士）

妙楽寺官林 三反二一步 〃 河本斎助（下士）

西光寺谷上地上 一反歩 〃 井上保蔵（〃）

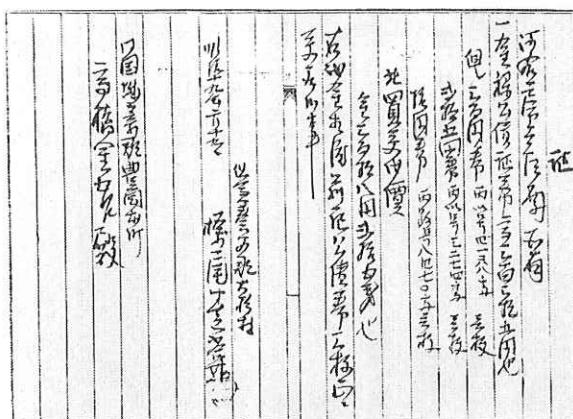
『田中家文書』

②としては九年、『国立銀行条令』を改正して金禄公債の銀行資本化をはかり、士族銀行の設立を奨励させた。当地方では旧出石藩士族による第五十五銀行（明治十二年一月開業。資本金五万円）があるが、豊岡では旧藩主が士族授産の主旨で下付した共有資金を資本として設立された「拠産社」がある。

③としては、県営製糸工場の払い下げをうけた「宝林社」がある。

④の産業資金の貸付けは、十二年以降二十二年に至る一〇年間に全国各府県の士族の結社団体に対し、きわめて寛大な条件で農工商その他各種の事業資金を貸付け、その貸付総額は約五三〇万円に達したということである。豊岡でこの貸付けによって設立された結社としては養蚕を行なった「豊盛社」があり、県の保護が与えられたものに円山川の鮭の漁獲・養殖を目的とした「開成社」がある。

宝林社 その創立は、『豊岡誌』によれば「明治六年旧藩士相謀リ曾テ藩侯下付ノ共有基金ヲ資トシ宝林社ヲ創ス」とあるが、『猪子家文書』中の藩侯京極高厚の文書の写しと見られるものに「先ニ豊岡藩之廃セラレタルヤ高厚ノ財産ヲ寄託スル所ナキヲ以テ茲ニ士族諸氏ト謀リ宝林舎ヲ創設シ」（宝林舎は宝林社とも）があるので、廃藩置県後まず京極家の財産管理を目的として明治六年以前に創立されたものと思わ



写37 金禄公債の買受証（明治19年）

れる。

その後、士族を農工商に従事させ生産者化する政策が進むなかで、家禄奉還によつて得た一時賜金や金禄公債で始めた事業が、いわゆる士族の商法で失敗することが多かつた。また士族の中には、借金の担保に金禄公債をあてねばならぬ者も少なからずいたと思われる。一例として次の証文が残つてゐる。

証

河合房太郎殿所有

一、金禄公債証券 金三百三拾五円也

但し三百円券 丙い号 四一六八番 壱枚

貳拾五円券 丙い号 三二七四番 壱枚

拾円券 丙路号 八四七〇番 壱枚

此買受代価

金三百拾八円貳拾五錢也

右代金相渡前記公債券三枚正ニ受取候事

明治十九年一月十九日

但馬養父郡大杉村

柄尾養□□印

同国城崎郡豊岡本町 高橋金吾殿

『高橋家文書』

高橋金吾も河合房太郎も、ともに旧豊岡藩士の高橋九十郎・河合安右衛門（88ページ参照）の子で、河合房太郎所有の金禄公債を高橋金吾が大杉村の柄尾に売り渡したものである。

旧大名には一戸平均約六万円の金禄公債が交付されたのに、一般士族は一戸平均約四一五円で、支給された金禄公債の利子で生活できたのは旧大名と少数の旧上層藩士に限られた。従つて旧藩主層だけが取得金を生活資金だけでなく資本として運用することができた。

そこで「士族授産」が重大問題になるにつれて、旧藩主の中には旧臣の救済に尽す者も少なくなかつた。京極家でも明治十年、士族授産金名目の「就産資金」を下付した。十年七月、旧藩士族への『御訓示書』の中で「余ガ嘗テ宝林社ニ寄託セル貯蓄金ノ内八千円ヲ以テ就産ノ財本トシ、別ニ三千五百円ヲ教育資本トシ之ヲ諸氏ニ寄贈ス。諸氏宜シク余ガ意ヲ体シ同心戮力シテ就産ノ道ヲ求メ、勉励刻苦シテ産業ヲ確立シ併セテ幼年ノ子女ヲモ教育スヘシ。（中略）此ノ金額ハ僅九千五百円ニシテ之ヲ各自配布スレハ一戸得ル所百円余ニ過ギズ以テ何等ノ事業ヲ興スニ足ラズ若シ之ヲ集合シテ分タズ利益ヲ永遠ニ期スル時ハ以テ大ニ為スアルニ足ルベキ也。諸氏此ノ意ヲ体シ敢テ一人一己ノ私有トセズ一社ヲ結ンデ共同公有ノモノトシ、衆議ヲ尽シテ實際適切ノ方法条規ヲ設ケ、以テ永遠不朽ノ事業ヲ創立セラレン事ヲ希望ス」とある。

旧藩主の意を体して旧臣八二名は同年九月協議の上、下付の就産資本金八〇〇〇円は士族共有金として宝林社に積み立てること、同じく下付の子女教育金一五〇〇円に共有金より一〇〇〇円足して二五〇〇円とし、そ

表29 明治26年7月財産引渡目録

(1) 借方 『宝林銀行契約之証』による

財 産	支 出 金
旧宝林社財産 20,000.000	拠産社株券代 2,233.400
京極高厚借用分 3,464.805	豊岡銀行株9枚 481.000
諸向預り金 5,702.591	整理公債証2枚 203.400
士族預り金 5,682.298	土地買受代 35.410
銀行借越金 220.000	家屋他実価 2,910.000
	什器価格 165.470
計 35,069.694	計 6,028.680
	円 差引残高 29,041.014

(2) 貸方

貸 在 下 上 本 宵田・中 小田井・裏 取 現	貸 在 郡 町 町 町 町 替 金	4,447.186 2,609.726 11,911.119 3,103.299 974.627 2,071.929 3,235.402 581.962 105.764
	計	29,041.014

の利息で私塾（明治十一年開設の宝林義塾）を開設することを決めている。また旧家臣団の中で金禄公債を預け入れる者も少なからずあつたと思われる。

その他、『士族救恤法』として、①士

族共有金利息の一部を別にして非常の災害の場合は「組頭中協議ノ上舎員へ

計リ右予備金ヲ以テ一時救恤可致事」
②「工業開設」の資金は「巨金」を要するので特に主任者として河本斎助・四方主次郎の二名を選挙し「右両人ニ可申出事」と定めている。

なお、この段階では社主（社長）がだれかはつきりしないが、中心とな

つてことに当たつたのは旧藩士古島武輔（良平）であり、明治十六年度の『地方巡察使復命書』には「社長古島良平ナリ。此社（宝林社）ハ旧藩主

京極高厚ヲ始メ士族七十六人相連合シテ之ヲ設立シ株金並預リ金ヲ以テ専ラ貸付ヲ業トス。其株金ハ一万三千百円、此株數百三十株ナリ」とある。

二十六年五月二十七日、旧藩主高厚は再び『告示書』を下して「今ヤ商法実施ノ時ニ際シテ予カ寄贈シタル共存ノ趣旨ハ此法律ト相容レス。（中略）故ニ宝林社ノ事ハ更ニ社主ヲ定メテ之ニ一任シ社主ト諸子トノ間ニ

表30 宝林銀行積立金の変化

『兵庫県統計書』より

明治39年度	〃40年度	〃43年度	〃44年度	〃45(大正元)年
41,867円	47,867円	58,227円	62,393円	66,492円
大正2年度	〃3年度	〃5年度	〃6年度	〃7年度
74,500円	79,950円	94,150円	98,150円	122,410円

ハ確実ナル契約書ヲ制定シ（中略）当初寄贈ノ趣旨ヲ貫徹スル事ヲ得ベキハ予ノ信シテ疑ハサル処ナリ。聊丹
心ヲ述べテ諸子ニ告グ宜シク之ヲ諒セラレヨ」と述べた。

同年七月一日から商法（『銀行条令』）が施行されるので「諸法律ニ則リ商事会社ノ規定ニ基キ公然タル会社ヲ設ケル」こととなり、『告示書』に従つて『契約之証』を七月一日に定め、宝林社を解散して三日に宝林銀行を設け二七ヶ条からなる『宝林銀行規定』を決め、久保田周輔を行主とした。

この新会社への『財産引渡目録』（表29）の(1)は借方・(2)は貸方に当たり、貸借対照表の形をなしている。

旧君と旧臣との財産管理を目的として発足した同行は、(1)に見るように「君公分」は三四六四円と、当初（明治10・9『宝林舎決議書』では七七五四円余）より減少したが、「士族預り金」は五六八一円余りあり、「拡産社株券代」として士族授産事業である「拡産社」への投資の他、(2)に見るように豊岡町を中心に近在への融資機関としての機能を果たしている。

同行は三十年十月、合資会社となり資本金十七万円・後に二〇万円、本店本町三番地・支店二（峰山町と養父市場村）と発展したが、その後も順調に伸びたことは積立金の増加によつても察せられる。

大正六年に至り、明治三十四年より頭取として同行を代表してきた旧藩士岡毅は八〇

表31 宝林銀行貸借対照表
借方（大正6年12月18日現在）貸方

摘要	金額	摘要	金額
出資金	40,000円	資本金	40,000円
有価証券	1,875円	学資金	3,000円
現金	円 6,236.223	別途金	円 140.80
		配当充金	円 4,970,423
計	円 48,111.223	計	円 48,111.223

歳に達する高齢となつたので後継者に困り、京極高義子爵を代表とし士族共有金の保管と出資を十二月十八日、士族七五名の総代として子爵に「懇願」した。その時、同時に提出した貸借対照表が△表31▽である。子爵の代表は一時的なもので、翌年に入り間もなく旧藩士中で実業家として成功した中江種造の嗣子種一が代表となり、十四年九月には種造が代わって頭取となつた。

その後、第一次大戦後の不況を経て昭和二年の金融恐慌を迎えると、昭和三年施行の『銀行法』（最低資本一〇〇万円と規定）により、同行は豊岡町内の豊岡銀行・新栄銀行・宝正銀行と合併して一月に但馬合同銀行（資本金一二〇万円）となつた。その結果、二月には士族共有金（四万円）分配（一戸平均一〇〇〇円）の止むなき

に至り、ここに同行は「士族授産」の使命を終えた。

旧豊岡・出石・村岡三藩士族一七〇余名が、機械製糸を業として明治十四年設立した結社が拡大のを、兵庫県が引継いで県下製糸業の模範工場とし、追つて適当な継承者があれば民業に移すこととした。

六年十一月の内務省による殖産興業政策が大久保利通を中心に遂行されるなかで、八年五月飾磨県居留東京府平民佐藤久七が機械製糸場建設のために政府に勧業資金の貸下げを出願し、十年六月内務省から年六分利付・四ヶ年間元利据置・以後五ヶ年賦返納の条件で一万円の貸下げを受け、姫路字大日磧に製糸場を建設してボイラー及び木製機械を据付け製糸に着手した。間もなく佐藤は病死し、事業は継承者がなく中絶するに至つたのを、兵庫県が引継いで県下製糸業の模範工場とし、追つて適当な継承者があれば民業に移すこととした。

十一年六月、県は政府に要請し同年十一月佐藤に貸下げられた一円の債務を同一の条件で引継ぎ、その工場・機械など一切を県に移管することを許された。

十年ごろの統計では繭・生糸生産額が農産総額に占める比重は但馬で三分の一・丹波で四分の一と見込まれ、養父郡は県内養蚕業の首位を占めていた（『兵庫県百年史』）。但馬は養蚕が盛んで繭買入れば勿論、水車の便もはるかに優れていたため、県は工場を氣多郡久斗村（日高町久斗）に移し十二年から営業を開始した。

十四年十一月、県が農商務省へ提出した報告書に「既ニ三回ノ外国輸出ヲ謀リ、其価格ハ上信諸州上等ノ器械製ト殆ド同様ニ販卖シ、之ヲ同国（但馬）固有ノモノニ比スレバ二倍ノ高価ナラントス」（『公文類聚』）とあるように業績は良好であつたが、十四年三月に旧豊岡他三藩士族が「拠産社」を起こし士族の授産を計るとともに一般製糸業の改良進歩に貢献することを目的として、この県営模範製糸場の払い下げを県に出願、十六年三月に許可された。

拠産社の当時の規模は明治十六年『地方巡察使復命書』に「蒸気五馬力・水車三馬力・糸取器械四八人取・工男四人・工女五一人」とあり、社長は出石藩士族間中藤雄であった。その営業状況の詳細は不明であるが、十六年の『兵庫県勧業年報』によれば「創業以来既ニ多少ノ経験アルヲ以テ工女等大ニ進歩シ亦同国（但馬）固有製糸ノ比ニアラズ。故ニ外国貿易上頗ル信用ヲ得、且博覽会・共進会に出品シ褒賞ヲ受クルニ至レリ」とある。

その後の状況は△表32▽のとおりであるが、資本金・職工数は漸次増加、設備も改善された。他方、収支相償わない年もあり、社員（士族）数は次第に減少の傾向をたどった。二十四年には株式会社に改められたが、

表32 拡産社の推移

年 次	資本金	社員数	職工数	水車		収入	支出	備 考
				数	蒸気機関 馬力			
明治16年	円 (21,740)	人 (174)	55人	1	3 1 5	円	円	「地方巡察使復命書」()は推定
〃 18年	21,740	174						第3回「県勧業年報」
〃 19年	21,740	174	57	1 3		13,089	11,309	第4回 〃
〃 20年	22,400	163	65	1 3 1 10		0	628	第5回 〃
〃 21年	22,400	154	78			10,100	10,911	第6回 〃
〃 22年	22,400	150						第7回 〃

二十六年度の年報には「拡産株式会社ハ本年休業セシニ付職工ナシ」と記されている。一時休業状態となって、二十九年豊岡宝林銀行に抵当流れとなり、中江種造が買取し、四十三年には白髭浅右衛門に譲渡され、次いで大正元年（一九一二）に郡是製糸株式会社に買収された。

豊盛社 兵庫県は管下士族九八九五戸に養蚕・裁糸など各地適応の産業を授けて生計の途を得させるために、政府に授産金六万円の貸与を出願し、明治十三年六月交付された。授産金は主として県営の工場または桑園の開設費や士族授産社に対する交付金などに当てられたが、豊岡の士族授産社「豊盛社」もその一つであった。

豊盛社は、豊岡藩士族古島良平他七名の者が共同して、十四年に県から授産金の貸与を得て養蚕を始めたものである。その所在地や組織は不明であるが、十七年九月の農商務省七等属高橋信貞の巡回復命書に「今茲ニ四年ノ星霜ヲ経ルモ未タ曾ア好結果ヲ視ルアタハスト云フ。其ノ地位及ヒ蚕室ノ構造充分ナラストイヘトモ又タ蚕ヲ養ナフニ足ル。然ルニ好果ヲ奏シ得サルモノハ他ナシ力ヲ用フルノ少ナクシテ心切至ラサル為ナラン」とあり、好結果を生まないのは「士族の商法」で熱心さが不足していたようであると言っている。しかし、翌十八年には新規貸与を得たらしく、十九年は経営を継続していたと見られるが、

以後は失敗に終わったものと思われる。

県が管内各地にわたり資金を貸付けて保護を加えた士族の結社事業は二三社に及んだが、そのほとんど全部が当初の目的を達せずに数年の中に消滅した。豊盛社もまたその一つで、わずか五、六年で消滅したらしい。

開成社 旧豊岡藩士族が円山川に於ける鮭と鰆の養殖と漁獲を目的として結成したのが開成社である。

三十五年刊の大磯村鮭罩会舎の『鮭漁沿革誌』によると大磯村鮭漁者三五名が十二年九月十五日付で「毎年十月一日ヨリ十二月三十一日迄九十二日間罩漁営業仕り度」と営業願を提出し、規則を厳重に守り税金を上納するので免許鑑札を下付されたいと願い出ている。

従来は豊岡藩に出願し許可を得ていたが、維新後は豊岡県・兵庫県と行政主体の変更につれて出願を更新したものとのようである。

ところで、この十二年提出の「罩漁営業願」は直ちに許可にならず、十五年九月になって「書面ノ趣聞居候条水利ノ障碍不相成様可レ致事。但シ税金十五円上納可レ致事」と条件つきで許可となつた。

実際には、その前年八月に許可されていた模様で、十五年提出の『鮭鰆式魚放流滋殖ニ付請負川御許可且保護願』と同時に出された『上申書』には「大磯村鮭罩ノ義ハ累年歎願仕候處昨年八月ニ至リ許可ヲ蒙リ」とある。

この間の経緯を想像するに、十二年提出の営業願が許可とならないところから当時、重大問題となつていて「士族授産」の名目を借りることを思いついたのではなかろうか。もともと大磯村には旧卒族（足軽など下級

武士出身者で明治五年廃止。世襲の者は士族となる)が多数居住し、出願人の大磯村鮭漁者三五名惣代の中にも、もと卒族の士族二名が入っている。そこでさらに上級の士族を入れて権威づけを計り、同時に士族授産の名目を借りて歎願を有利にし、独占を強化しようとしたものと思われる。前記十五年提出の『許可且保護願』には豊岡士族有志惣代として古島良平(武輔)・和田垣譲・西山薰などの中士(明治二年禄制改革時の序列による—以下同)が名を連ね、大磯村鮭罩漁者外八ヶ町村惣代に尾藤多、士族有志惣代委員に香川慎之助の下士が当たっている。

大磯村鮭罩漁者を中心に結成された開成社は、滝村に人工孵卵場を設け幼卵を孵化放流して増殖を計り、その独占を計画して十五年四月二十二日に士族有志と約定を結び、士族授産の名目で「佐野村下リ松ヨリ津居山河口マデノ四里余」を士族請負川として独占しようとした。この許可歎願は運動を士族にまかせ、その謝礼として鮭の取り上げ高のうち二〇〇〇本を除いた利益金の中から、その十分の三を士族に渡すことを約束している。なおこの約定書には副社長の名はあるが、社長の名前はない。社長には士族のしかるべき者を選ぶ考えではなかつたろうか。十九年には開成社員惣代に和田垣譲・二十年には取締人に高橋金吾・二十一年には取締人に東郷津盛の士族がなっている。

十五年五月十八日の許可且保護願は書面願出の通り許可となり、その結果、①津居山河口までの四里(約十六キロ)余が士族請負川となり、豊岡士族就産鮭漁場と呼ぶ、②毎年八月十五日より十二月三十一日までの一三九日間鮭罩を設置する、③鮭罩より下流では鮭の溯上をさまたげるエリ網・張網など六種の網を禁止することとなつた。

さらに邇上した鮭の集る罩裏（または魚留り）と称する大磯村宮ノ井戸から豊田町裏の石積杭までの九町余（約九〇〇尺）の箇所を保護するため、十五年十一月以来陳情をかさねて十八年一月十五日やつと許可になり、毎年八月十五日から十二月三十一日まで、その箇所での鮭漁は開成社の独占するところとなつた。

開成社の鮭の捕獲数は十七年には三〇〇九尾に達し、このような成果は士族の尽力が大であったことは疑いない。種々の陳情書の作成、上県しての交渉など大いに士族が活躍したと思われる。しかし、何名の士族が加入していたか正確には分からぬが、十七年二月の陳情書には「豊岡組有志士族八〇名」とある。もつとも実際に漁業に従事したのは「大磯村鮭罩漁者四〇名」余であつたと思われる。

この開成社の独占に対し反対がなかつたわけではない。二十一年十月、大磯村を除く赤石村など下流の八ヶ村の漁業者惣代五六名が連名で「開成社に種々の特許が与えられたため大磯の上・下流の漁民はその業を失い、一同大迷惑しているから、十八年の通達（丙第一号）は廃止して大磯村鮭罩の下流六〇間を限り開成社の漁場とし、他は広く漁業者に開放してほしい」旨の願書を提出している（〔峠家文書〕）。

二十三年「法律三十二号商法実施上無^{やむなく}止」開成社は解散することとなつたが、人工孵化事業は鮭漁仲間で継続された（開成社による鮭増殖については本章第四節で再説する）。

第二節 新通貨発行と殖産興業

金札発行 新政府は明治元年（一八六八）閏四月十九日、新たに金札（太政官札）を発行して歳出を補い、各府藩県に貸与して産業を興隆させることを布告し、五月十五日から発行された（『鳥井』）。

二年二月末日には、「諸道閥門廃止」（『日慎録』）され、商活動を阻む封建的な桎梏の一つが除かれた。

これより先、元年閏四月には三岡八郎（由利公正）の建議により、政府は商法司を設置し、五月には商法大意を布達し、在來の問屋株その他の封建的特權組合（株仲間）を骨抜きにする意図から、売価の自由を宣言し冥加金の廃止を命じ商活動を活発化させようとした。

政府の起こした殖産興業の風は但馬にも及んで、明治二年六月、久美浜県では「勧産御用掛」を各郡一名任命して物産引立てを計っている。七月には大坂尼ヶ崎橋東詰木屋芳助を久美浜県御用達にして産物取扱所を申付け、但馬からの「船荷陸荷共、同人方へ送付」することを命じている（『御用留』）。

政府のこれらの方策は必ずしも意図通りには進まず、金札は財政赤字補填に使われて、急場はしのいだもののインフレの激化によって金札は下落し、流通も滞ることとなつた。

二年二月、「金相場が殊の外、下落のように承っていますが、たとえ上方の相場がどのようになりましても但馬・丹後はどうかこれまで通り相場を立てて通用し上納も同じようにお願いします」と但馬・丹後の惣代庄屋が久美浜県へ歎願している（『御用留』）。前年九月、新政府は納税に金札を用いることを許し、金銀同様通

用させることを定めたのに対し、従来通りの金銀の通用と金銀での上納を願ったのである。

二年三月十四日には「銀目ヲ以テ金錢之価定申間敷旨」(『日慎録』)と布達された。

新政府は既に前年五月、丁銀・豆板銀の通用を停止、二年三月、銀目を廢止し金札の流通を計った。銀日本位の大坂中心の商取引は打撃を受け、商活動は停滞し、両替商の閉店・倒産が相次ぎ、金融恐慌を引き起こし金札の下落を促した。金札に対する不安は強く、すぐ正金に引替えるので、明治二年三月には「金札ヲ正金ニ引替セズ其儘使フベキ事」を令し、同年四月にも「金札融通シ難ク正金取引ヲ望ム風潮ヲ戒メ金札取引ヲ獎励」、同年五月には「金札ヲ正金ニ引換候事堅ク禁止」となる(『御用留』)。

金札強要 このように新政府は必死に金札の流通を計り、諸藩主にも領内で金札を通用できない理由があれば事情を申し出るよう要求した。そこで豊岡藩主はじめ山陰一〇藩は「金札通用之儀ニ付今般御達之趣奉^レ畏候。領内末々迄御趣意致^ニ奉戴^シ候様早々在所表へ可^ニ申遣^シ候。右御受奉^ニ申上^シ候」との請書^{うけしょ}を出すことを五月十二日に決めている(『日慎録』)。

次いで六月七日、東京の松江藩邸に山陰一〇藩会議が招集され、豊岡藩主も猪子執政ら重臣を連れて出席した。触頭^{ふれがし}の松平安定(松江藩主)が、前日に岩倉大納言から渡された書き付けを読み上げた。「諸国の商人が都府へ物産を売る際、金札を嫌って正金と引換え持ち帰るので三都府(東京・京都・大阪)の正金は四方に散つて三都は金札ばかりになつた。このため三都の物価は上がり、都府の人民は困窮が甚しい。そこで都会に集まる金札を府藩県石高に配当して地方に普及させ、地方と都府の物価を平均させることが必要」との趣旨で、次いで「高一万石につき、二五〇〇両の割りで金札を渡すから同額の正金を三都の会計官に納めるよう」期限

づきで強要した（『日慎録』）。

豊岡藩の場合、七月十日までに三七五〇両もの正金を納めねばならない。幕末以来の出費つづきで、強制的な金札割当てはまことに頭の痛いことであった。藩主たちが退座した後、松江藩執政から「只今の御布告中、不明の点があれば会計官伊藤（博文）、五代才助兩人に問わせるよう」と告げられ重役たちも結局、無条件受諾に落ち着き、同月十二日松江藩が請書を取りまとめて政府に提出した（『日慎録』）。

『御用留』の「七月十六日夜拝見控」には「先ほど一万石につき、二五〇〇両の割合で正金を上納するよう」に、もつともそれと同額の金札は下げ渡すから七月二十日ごろまでに御役所へ差出すようにとの触れはしておきましたが、二分金には種々贋金にせがねがあつて金銀を扱う掛屋でも見分けにくいで、京都から贋金を見分ける者を傭い入れます。二十日から二十五日までには必ず御役所へ差出します」との久美浜県庁への報告がある。

賄金横行　当時、幣制の混乱に乗じて贋金・贋札が横行した。三年八月、野上村林三郎が贋札を宮井村喜

平その他に使つた件、また藩領下の二方郡切畠村文二郎が久美浜県発行の通用切手の贋札を使つた件で久美浜県に捕まつた（『藩庁日誌』）。政府は「贋金銀取持候者ハ銀數之多少ヲ論セスきょうしゅ梶首（さらしくび）」にするとの布告を出すが、依然として跡をたたなかつた。

十二月、二方郡正法菴村の筆八と伊助は、鳥取二階町の判屋に村役人と偽つて三貫文の錢札の引替えを頼み、鳥取藩に逮捕された（『藩庁日誌』）。

また四年三月、滋茂町塩屋慶二郎が村岡藩通用の楮幣を贋造して五日夜捕縛され、入牢吟味したところ藩札の三貫文・二貫文の「二」の字と「三」の字を「五」の字に改めたとのことであつた（『日慎録』『藩庁日誌』）。

このような贋金の横行を排し、新貨幣の流通を促進するため、三年十二月には「藩札通用堅ク停止之事」、四年四月には「府藩県ニ於テ楮幣製造不_ニ相成_ニ事」(『御用留』)と令達された。

五月十日、新貨条令を發布して「円」を貨幣の単位とし、その百分の一の「錢」、その十分の一の「厘」を定め、旧貨幣の一両を一円とし、一円・二円・五円・一〇円・二〇円の五種類の金貨と五錢・一〇錢・二〇錢・五〇錢の四種類の銀貨、その他三種類の銅貨が発行された。

しかし、村方では依然として錢貨の流通が混乱しているので『当郡中錢通用規則』として銅錢一〇貫文を金一両・鑄錢一二五文を永一〇文・四文錢一枚を銅錢二文と定め六月に大郷長から通達している。しかし、幣制の混乱は依然として続き、四月には「(前略)向後金銀米札并錢切手或ハ諸產物預リ切手通用貨幣ニ_{まきわらわしき}紛敷新製又ハ増造等決而不_ニ相成_ニ候」と太政官布告が発せられている。

九月には、藩札の用紙・造幣の道具を大蔵省へ送付した(『藩序日誌』)。

明治四年七月十四日の廢藩置県によって、豊岡藩の発行していた藩札三万四八七二両は政府が肩代りし、政府発行の新貨幣と引替えることになった。

当時、豊岡では米一升が一〇匁前後で前年の十七匁から十四匁の高値と比べると、比較的安定していた。

藩札始末 政府は四年五月『新貨条令』を發布、円を両にかわる呼称とし金・銀・銅貨を定めたが、銅貨は

すぐには製造されず数年間は江戸時代の小錢が通用した。天保通宝一〇枚で八錢・寛永通宝(青波錢)一〇枚で二錢・文久永宝一〇枚で一錢五厘・寛永通宝(元一文錢)一〇枚で一錢(『旧貨幣取扱ニ関スル達』)とある。

表33 藩札引替日・場所

藩札の種類	5銭以上旧札引替期間	5銭以下厘以上旧札押印期間	引替場所
旧豊岡藩札	3月1日～5日	3月27日～3月30日	豊岡・養源寺
旧出石藩札	3月27日～29日	3月30日～4月1日	出石・引替出張所
旧村岡藩札	3月13日～15日	3月18日～3月22日	村岡・引替出張所
旧小出知行札	7月19日～26日	同 左	豊岡・来迎寺

明治五年「新紙幣之内拾円・五円・貳円之三種製造出来、当六月廿五日より發行相成候
條」、「聊無狐疑通用可レ致事」(『御用留』)と布告の上、新紙幣も發行された。

翌六年には、この新紙幣と藩札との引替えが上表のように行なわれた(『御用留』)。新貨比較五銭以上の分は新札と引替え、五銭以下厘以上の分は調査して良札のみ押印して通用を認めた。小出札のみ新札引替えと旧札押印期間を区別せず同期間としたのは、それぞれ大蔵・倉見・山本旧領地内での引替え・押印がすんでいたからと思われる。引換えもれや押印もれの分については、七月七日から五日間、養源寺で引替えられたが、残札の引替えは何分か割安で交換されたようで、引替えを十八日まで延期するという再度の触れにも「銀札三分安引換」とみえている。七月二十九日にも各村へ引替え督促の通達が行なわれている。引替札は十一月十三日、豊岡滋茂町川端で焼却、見学が許された。旧金銀貨も八年十二月限りで諸公納に使うか、新貨と交換することとなり、このころから旧貨が一掃され円錢貨が一般化していった。

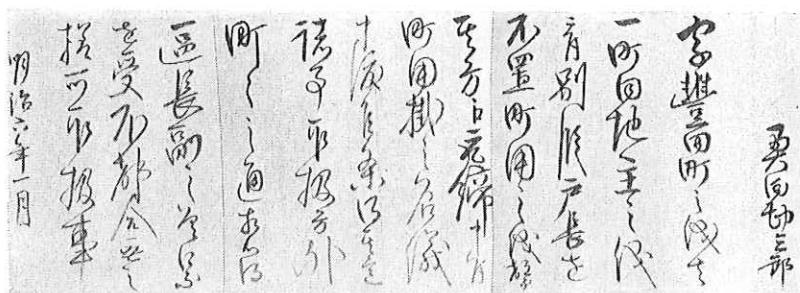
豊田町「廢藩置県」後、やがて大県が置かれるとのうわさがたち、「但馬国一国の誕生」当地ニテ県相立候様」豊岡町内の一〇町市長と小前惣代が十月十二日願い出ているが、一ヶ月後の十一月十一日に但馬一国どころか但馬・丹後二国に丹波の三郡を合わせる大県として豊岡に県庁が置かることとなつた。先に但馬一国を豊岡県にと願い出た人たちも、あまりのことにして「一統誠ニアキレハテ」つとも何はともあれ、ま

ずはめでたいと一同集って祝杯を挙げた（『鳥井』）（33ページ参照）。

十二月十五日、新県令の入県を皮切りに続々と旧久美浜県の官員らが新県官員として元郭内（城地）の旧藩邸に乗り込んできた。大県にふさわしい県庁舎として、前年五月完成したばかりの旧久美浜県庁舎を解体して豊岡に運び、新庁舎と官舎が造営されることとなつた。同時に、それまで小尾崎町と宵田町とをへだてていた神武山に連なる丘陵地を削り取つて、かつて町方の立入りを禁じた城地を町地に造り変える大工事が始まつた。「御藩内大普請ニテ從前之城口山大普請之事ニ候」（明治五年二月二十一日。『鳥井』）と驚いている。

この工事を請負つたのは出石の人奥田勘三郎である。若くして大阪に出て商業に従事したと思われる。兄幹右衛門は出石の対旭山窯の窯元で和算家竹村好博の門人で秀貫と号し、計数に明るいところから明治元年九月には傭士として久美浜県に出仕し租税方を勤めた。翌二年二月、久美浜県少属として正式に採用された。勘三郎は同四年三月久美浜県用達となり、十一月久美浜県が豊岡県に吸収されるに及んで豊岡県用達に任命され、町地開発の工事に当たることになった。『平測捷経表』の著者でもある幹右衛門は測量や設計の面で弟を助けたと思われる。

六月十五日午後四時、県庁の官舎にあてられた旧興国寺内部の作業中に久美浜大工小屋から出火して全山焼亡した。このような事故による工事の遅れを取り戻すため八月五日には「当県官宅至急營繕候ニ付、大工職木挽職相勤メ候者三十人、當八日中ニ無ミ遲延、差出シ可レ申事」との県庁布告が出るなどして年内に工事は一応完成したようである。しかし、県庁造営は不充分であったのか、翌六年五月三日及び七日に「城崎郡大工職一統ニ御用候条其職道具持參上県可レ致」との布告がでている（『御用留』、他）。「工事ヲ起スハ即明治五年ナリ其



写38 奥田勘三郎に与えた豊岡県からの豊田町用掛辞令（豊中市・奥田耕作氏提供）

六年一
づけた。

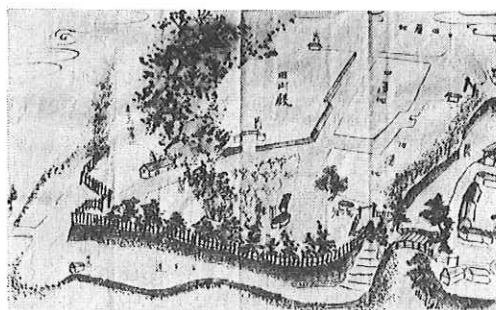
六年一月、奥田は「豊田町は一町が同一人の地主であるから戸長は置かず、町の用はすべて地主であるその方へ取締りを申付け町用掛りを申渡すので、そのつもりで諸事他の町々の通りに取扱い区長副区長の差図を受けて不都合のないよう」との辞令を受けている（写38）。

今や豊岡県用達奥田勘三郎は豊田町開発の功で豊田町一町の地主に、六月には豊岡県内三五ヶ所に支社を有する豊岡生糸改元会社社長（九月まで）となつたといわれているが、明治七年十二月の辞令には「副社長」とある。明

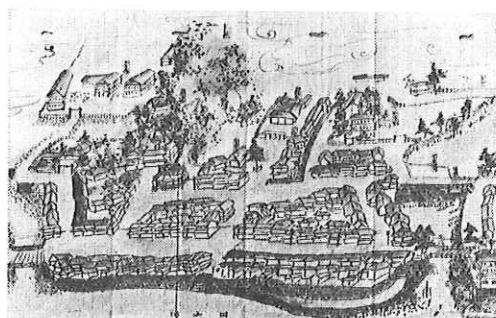


写39 生糸改元会社辞令
奥田勘三郎は「副社長」とある。

後拡日ヲ費シ八年ニ至、漸落成セル
趣ナリ」〔『營繕費之議ニ付上申』
とある。



写40 豊田町開発前の藩地
(上下とも京町・井上喜助氏提供)



写41 明治30年ごろの豊田町の絵図
周辺に郡役所・収税署・小学校・警察署・宝林倉
(社)・裁判所・病院・中学校などが見える。

治七年一月豊岡陸運会社社長・七月弘商世話掛・同八年一月十五日には県から物産繁殖世話掛を申付けられている。陸運・生糸改両会社とも当時、県参事の管轄下にあったので、これら的人事は奥田に対する田中参事の信任と関係の深さを物語るものである。

しかし、出石町の因幡屋勘兵衛が豊岡県から借りた金の不納分一二七円と丹後甲山村今兵衛の同じく不納金一四七円、計二七四円を肩代わりするなど太っ腹な性格の上、各種の事業に手を出したので借金がかさんで、大阪土佐堀で豊岡県掛屋（公用金取扱人）をつとめる広岡久右衛門へ出した四六二二円余の預り手形（借用証）

の他、一〇〇〇円・五〇〇円・三五円・一二九円余の請取証が現存している。

八年七月、田中光儀参事が免官となると、その庇護を失つて斜陽化し、十年三月に代金六〇〇円で豊田町の持家と土蔵を出石町人に売り渡した。このころ豊田町の地主も広岡久右衛門に代わっている。十一月には神戸裁判所姫路支所から身代限りを宣告された。

表34 豊田町入居者調べ

出身地	明治8年	%	明治21年	%
久美浜	10	25	3	6
〃 以外の丹後	2	5	3	6
出石	5	12.5	2	4
豊岡町内 (内豊岡藩士族)	10 (6)	25 (15)	19 (7)	38 (14)
豊岡近村(城崎郡)	2	5	14	28
南但	1	2.5	3	6
但馬外 (内他藩士族)	1 0	2.5 0	5 (1)	10 (2)
不明	9	22.5	1	2
計	40人	100%	50人	100%

表35 有力商人分布

町名	嘉永2年(1849)献金分布 △名主ヲ含ム			明治22年 (1889) 『但馬商工 便覽』記載
	1000匁以上	110匁以上	110匁以下	
京口町	△3人	3	0	6 3
新町	0	1	△1	2 0
小尾崎町	0	5	△1	6 0
宵田町	1	△13	1	15 8
中町	1	△12	3	16 2
滋茂町	4	11	△3	18 7
竹屋町	0	△1	3	4 0
小田井町	1	10	△1	12 3
寺町	0	2	2	4 0
久保町	0	5	△1	6 0
永井	0	0	2	2 0
新屋敷	0	4	△2	6 0
豊田町				8
本町				1
計	10	67	20	97 32

豊田町に五年七月、豊岡県で始めて三等郵便役所が置かれ、大小区制がしかれると最初の区務所も置かれた。八年の『豊田町絵図面』によると、入居者四〇人中豊岡町内からは一〇人(内六人は士族)が移住、残る三〇人(七五セブン・ゴトウ)のうち久美浜・丹後人は十二人で全体の三〇セントを占め、その中の四人は旅籠屋である。二十一年の『戸籍改正下調簿』(『豊田区文書』)によると久美浜出身者は本ひさや・小間物久屋・あまやの三軒にな

つてゐる。逆に豊岡町内及び近村からの入居者が六六さかと増えてゐる。一〇年以上を経過して旅籠屋も六軒から四軒に淘汰された。このころには豊田町の土地は広岡久右衛門の手から豊岡の資産家瀧田清兵衛の手に渡つてゐる。当初の入居者で自分の家を持つてゐる者は数名にすぎなかつたが、このころ豊田町住居の半数以上は入居者の持ち家で、入居者が着実に根を下ろし始めたことが察せられる（表34）。

次に嘉永二年（一八四九）豊岡藩が駿府加番を命ぜられた時の『献金上納人別出銀帳』と四〇年後の明治二十二年（一八八九）刊の『但馬商工便覽』とを対比するとき、幕末期有力商人の集中したのは京口町・滋茂町・中町・宵田町・小田井町であるが、『便覽』に記載された商店数は新興の豊田町と宵田町が首位で、滋茂町がそれに次いでいる（表35）。

殖産興業

廢藩置県の行なわれた明治四年には「エタ非人」の職業の自由を許し、士族・卒も在官者の他は「自今農工商ノ営業勝手」となり、農民に対しても作物選択に対する制限を撤廃し、「田畑勝手作」となつた。翌五年には農民の職業の自由を許し、農作物の販売も自由化され、米の津留（旧幕時代に領内の港や関所で物資の移出入を禁止・制限したこと）も廢止となつた。今まで商活動をしばつてゐた古いものが次々に撤廃され、ようやく活発化しようとしていたが、そこには混乱も起きていた。四年九月には太政官より『諸品売買取引心得方定書』が布告され、売主・買主双方が取交わす約定書の雛形が示された。各地で行なわれるようになつた「会社」についても「結社之規約も不_ニ相心得_ニ懸空_ニ見込を以て取扱候より」訴訟になつたり、「準備之正金」も不充分で破産となつたりすることもあるので、「追而一定之商規も可_ニ相立_ニ候得ども」そのようなことのないよう、「各管轄庁に於て」くわしく取調べて「官許無_ニ之金券并空名預リ切手等有_ニ之

候ハバ速ニ廢止正金ニ為引換様可レ致事」との布告が同年四月に出されている。

西欧のカンパニー (company) に当たる「会社」はわが国では慶応三年六月に小栗上野介が設立した兵庫商社が最初であるとされる（坂本藤良『幕末維新経済人』）が、兵庫商社は翌年正月の鳥羽伏見の戦の勃発でわずか半年で活動を止めた。維新後、新政府は兵庫商社の構想を継承して明治二年、通商會社と為替會社を設立した。政府は両会社の運営により貿易を奨励し、金融の疏通を計り、大いに富國強兵の実を擧げるとともに、他方これによつて歐米諸国の会社組織の実物見本を民間に示してその普及を計らうとした。その結果、「会社」類似の結社が出現し、官許を得ようと願い出るものも多かつた。

五年五月には豊岡県用達の大坂商人長田作兵衛・長田作五郎が豊岡・西京（京都）・大阪で三丹物産取扱所を開き、但馬・丹波・丹後の三丹の生糸・茶・縮緬などの産物を引受けた。営業場所は豊岡京口町長田作五郎出店・大阪北浜加島屋民藏・京都三条通草木浜之助・神戸仲之町丸力屋榮藏となつている。

在来産業 『諸事旧記録』（『遠藤家文書』）によると元年十二月に、①骨柳買入れ元金の弐厘（ニセイ）を口（杞柳業） 錢として上納、②荷物へ鑑札をつけて一つひとつ改める、③仲間のなかで順番に無給で出勤、

など三ヶ条を定めて大骨柳商の組合の結成を藩に願い出て許可され、錢券七貫五〇〇匁を借りて、この拝借金の返済は、佐川与一右衛門が取締まりとなつて年々割り立て上納することになつた。

また二年三月には京口町の蛭子屋重三郎と石屋正二郎が発起人となつて指物会社を企て、同町の吉井屋（遠藤）安二郎も仲間に加わり出願したところ許可になり、さらに近江屋文兵衛・古屋源太郎・木屋仁兵衛・樽屋宗三郎が入社して計七名で新町瀬戸屋の借宅を借りて開店した。資本金として錢券一〇〇貫文を藩より借りて



写42 柳行李卸商の広告
(明治22年『但馬商工便覧』から)

営業したが、他より「故障申者」が出、また湯島（城崎町）の職人が久美浜県へ内願して「彼是六ヶ敷ナリ無レ拠会社休店」となった。拝借金の残高三五貫は七人で割って返済した。

三年春、新町田辺屋孝二郎・小尾崎町加島屋源三郎・京口町万屋喜三郎の三名が発起人となつて大骨柳商社を企て出願したところ許可になつた。三名は「身元薄キニ付（信用が無いため）」京口町の佐川義右衛門・松永彦右衛門・遠藤安二郎へ「取締方被仰付」、しかし、「其ノ際目途相立不申候ニ付」断わつたが、たつて商法所より仰付られて仕方なく受諾した。世話役として田丸屋義三郎・丹後屋幸三郎を仲間に加えて八名で「中八人組」と名づけて河谷屋多兵衛の宅を借りて開店した。

その歩方（出資金）の割合は次の通りである。

五口	御用方商法所	一口	菊屋喜三郎
三口半	佐川義右衛門	一口	加島屋源三郎
一口半	松永彦右衛門	一口	田丸屋義三郎
一口半	遠藤安二郎	一口	丹後屋幸三郎
一口半	田辺屋孝二郎		

その外に錢券三〇〇貫文を拝借して取掛かつたが、「問合悪ク多分之損毛見へ同年冬休店」する。

翌四年在庫品を処分し決算したところ、一三三貫文不足し「此錢券十ヶ年借居リ利足年四朱ニ定、商法所ニ歎願仕候處御聞届ニ相成リ」

借主は加島屋源三郎・万屋喜三郎・田辺屋孝一郎、受人は佐川義右衛門・松永彦右衛門・遠藤安一郎で証書を作成し商法所へ差出した。

この拝借金は旧藩から豊岡県へ引継がれ、県から取立てられて入割（調停）を申し立て、一三三貫文の旧錢券高を七掛けに直して明治六年から九三六円六二銭と改め五〇ヶ年賦とすることを歓願し聞届けられ、年々十八円七六銭二厘四毛ずつ上納することになった。

明治三十年ごろの『兵庫県物産調査書』によると豊岡の杞柳業は「慶応年度ヨリ明治七年頃迄ハ頗ル盛ナリ」とあり、明治七年の『府県物産表』による産額と比率は次の通りである。

飯骨柳	三四、〇五二組	(七六セイ)
荷骨柳	一八、〇〇〇組	
同(四ッ入子)	九、五〇〇組	(一七セント)
同(両掛)	二、九〇〇荷	
帳骨柳	一〇、五〇〇荷	(七セント)
文庫	一、九五〇荷	
上下骨柳	三〇〇荷	(七セント)
計	一七七、二〇二荷	

その後「漸ク衰ヘ明治九年頃ハ殆ト廃絶セントノ恐レアリシカ翌十年頃ヨリ再ヒ回復ノ兆アリ恰モ好シ第一回勧業博覧会開設ニ際シ数個ノ出品ヲナシ且ツ出品者出京シテ販路開通ノ方法ヲ周旋セシカ同時ニ価格モ騰貴

シ是レヨリ漸次繁盛ニ進ミ爾来年一年ニ進歩發達ノ状況ナリ」とある。

事実、十年には西南の役が起り、軍用として飯骨柳の大量注文などがあり活況を呈した。京口町の遠藤安二郎・佐川定二郎は大阪の仲間と組んで「柳入」に枠をつけて大当たりをとり、決算したところ「千円余り利益有之」と『諸事旧記録』に記している。第一回内国勧業博覧会が同年八月二十一日より東京で開かれているが、豊岡からの出品者及び出品物は不明である。

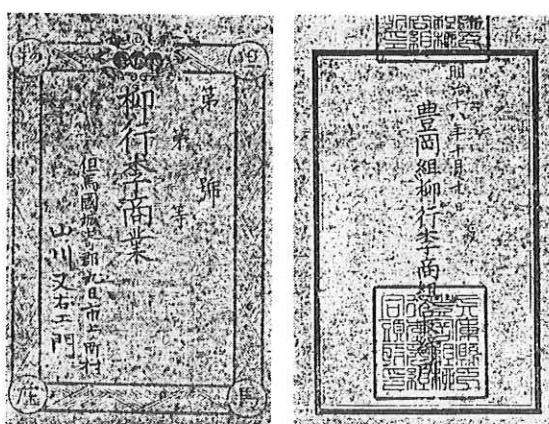
『又新新聞』（明治十九年八月十七日）は但馬の杞柳産業について「明治十二、三年の交は其の産出額多くして現に一ヶ年間の産額は四〇万余個、この価格一八万余円に及び、其製造に従事する職工およそ三〇〇〇余名、其他仲買並びに小売商人は都合八〇名、その柳を植え付けたる畠地の反別殆ど三〇〇町歩以上に達せしに十四年以来年を追うて減少し追々衰へて」いったと報じている。

十四年は松方正義が大蔵卿になつて紙幣の整理に着手し、通貨紙幣流通量の収縮によりいわゆる「松方デフレ」が進行し始める年であるが、『諸事旧記録』には「本年四月比ヨリ商法不景氣ニ付少々損害ナリ」とある。

同年六月、第二回国勧業博覧会に八木長右衛門が杞柳製品を出品し褒賞を得た。作品は、新たに創作した「行李鞆」であったと伝えている。

その後も松方デフレの影響を受けて不振が続くが、行李の縁をつけないものを大阪に送り出し、大阪で完成品として全国に売られていたことが原因の一つである。このため十八万円の産額といえども、元値はせいぜい二万円にすぎなかつたという。

十五年には地元で完成品を直接各地方に売りさばき、大阪商人に握られた利益を奪回しようとして豊岡に柳



写43 豊岡組柳行李商組合員証（明治18年）

盛社という一社が設立された。『諸事旧記録』によれば、

今回柳盛社創立スルハ國産骨柳追々下落イタシ既國益失日々銘々
損害不レ歛。依左人名共申合一社立開店營業互規則証交換。人名左

明治十五年三月 社長 佐川義右衛門

副社長 遠藤安一郎

幹事 安田浅治郎

社員 四方圭二郎

全 川岸芳三郎

とあるが、川岸の違約もあって同年九月には解散した。

その後も大阪商人の手を脱して独自に販路を拡張し、衰退を回復せんとの動きは種々試みられたようである。但馬市上町に本店のある柳行李卸商山川又右衛門が東京日本橋の三越の隣に支店を出したのは十八年であった。また同年十二月には但馬で勧業会が開かれ、衰微挽回の方法を議して北村孫助・小幡弥助・山川又右衛門・佐川定一郎・佐伯文右衛門の五名が委員に選ばれ、各町村連合会の決議に基づき各町村から計五〇〇〇円を集め、県からも五〇〇〇円の補助金を拝借して都合一万円で一社を立てようとしている。

銀行の設立

一、豊岡銀行

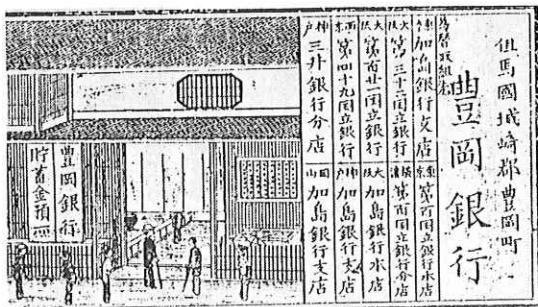
伝来の地場産業の育成に、なによりも必要なのは資金の供給であった。それに応える本格的な銀行として出現したのが豊岡銀行である。

豊岡銀行は二十年九月に、佐川義右衛門・瀧田真市・原庄七・西垣勘次郎・杉本和兵衛らによつて滋茂町に設立され、当初資本金一〇万円で発足したが、まもなく二〇万円に増資された。佐川は骨柳で財を成し、金融業で幕末から明治初期にかけて土地集積を行ない、但馬第三位の大地主となつた。藩の札場元方に出仕し、後に五町名主・中市長・大市長に任じ、廢藩後は大区長・学区取締・郡書記にもなつた。瀧田は回船業で財をなし同じく金融業をし、豊田地区をはじめ多くの土地集積を行ない、初代豊岡町長になつた。原は呉服・生糸商、西垣は呉服商、杉本は醤油醸造業であった。初代頭取は佐川義右衛門・取締役原庄七、二代目頭取橋本久治郎、三代目頭取原庄七である。資本金も漸次増加し、大正元年五〇万円、大正十年には一〇〇万円となつた。

写44 豊岡銀行の広告
(明治22年『但馬商工便覧』から)

二、新栄銀行

銀行類似のものとしては士族授産の項で述べた宝林社のほかに瀧田真市(清兵衛)の始めた中町の新栄社がある。資本金は瀧田出資の二万円で十一年一月設立されたが『新栄會申合別規約』をみると、瀧田家の



「財産永世維持ノ法」として「金錢貸付ノ一社」を起こすとあって、社員は分家・親族・子方で当初二七名、以後もあまり変化はない。社員は入社献金として一〇円以上を出資（退社時に返済されない）し、預金は社員とその家族のものが原則となっていて、一般からは預からぬ方針であった。貸金によつて得た利益は主に耕地買入代金に当たられ、その正得米（小作料）は「社員保護料」として等級（出資額）に応じて分配する。その他、社員の冠婚葬祭・災害時の扶助など、一族の相互扶助の規定を定めている。

維新の変動を目のあたりにした当時の人びとに、一家一族の永世存続の思いは痛切であったとみえ、遠藤家も親族六名で「永続ノ為ニ以ニ共有金積立」のため六盛社を明治十五年二月設立した。森尾村の平尾家も明治九年十一月「平尾組」を組織し金穀貸借業を起こし、十六年三月には同族の隆盛を謀る目的で資本金一万円の銀行類似の同族会社「平尾会社」を設立した。土地集積を実現した大地主の投機対象として二十一年、出石第五十五国立銀行に出資して平尾源太夫が取締役となつた。

新栄社は、明治二十六年七月合資会社新栄社（資本金二万七〇〇〇円）として組織を改め、明治二十九年に新栄銀行と改称し、明治四十四年資本金二〇万円の株式会社となつた。

三、但馬貯蓄銀行

二十六年に商法及び会社法が実施されて株式会社が法的に承認されることとなり、全国的には二十年代の産業資本の発展に裏づけられて会社企業が増えるのであるが、城崎郡の当時の会社は宝林社・新栄社・開成社の三社にすぎなかつた（〔城崎郡統計概表〕）。

しかし、日清戦争後の経済発展期を迎えて、資金需要が増え、また零細な資金を動員する必要から『貯蓄銀行

条令』が二十六年公布実施されたので、二十八年及び二十九年には銀行の設立が相次いだ。

二十八年十二月、資本金五万円で株式会社豊岡貯金銀行が設立され（頭取佐伯昌造）、四十五年には株式会社新栄銀行と合併してその貯金部となり、大正十年四月貯蓄銀行条令が改正・公布される（最低資本金五〇万円）と貯金部は廃止され、新たに資本金五〇万円の但馬貯蓄銀行として中町に設立され翌十一年一月開業した。頭取は瀧田清兵衛・常務取締役は瀧田虎之助であつた。

四、佐川銀行

二十九年、京口町に設立された佐川銀行は、五万円の資本金の全額が佐川義右衛門の出資であったが、大正二年十一月に五〇万円に増資して株式会社宝正銀行となつた。頭取佐川恒太郎のほか常任重役ことごとく佐川一家によつて經營された。

五、港銀行

株式会社港銀行は港地区の漁業の発展を背景に明治二十九年七月、港村瀬戸に設立され、頭取は後藤菅雄で八月十四日、瀬戸小学校で開業式を行つた。一〇年後の三十九年には資本金一〇万円となり、昭和三年府中銀行を合併して港府銀行となつた。

六、宝通銀行

宵田町にあつた合資会社宝通銀行は、西垣勘次郎が明治二十八年十二



写真45 宝通銀行の広告

月資本金三万円で設立し、翌年五万円に増資したもので、三十八年十二月には任意解散した。

以上の六行はいずれも当時の豊岡の大地主や富豪を対象としたもので、手軽に庶民の金融に役立つものではなかった。当時の庶民金融機関は、旧来の頼母子講や質屋・金貸業者などであった。その他、三十年代に入ると合資会社の金融会社として豊田町に新栄社・八条村九日市上町に輔仁社・奈佐庄村に奈佐社などがあった。瀧田家の新栄社が新栄銀行となり、佐川家の佐川銀行や後藤家の港銀行が生まれたのは二十九年で、西垣家の宝通銀行が二十八年十二月に始まつた背景は、二十六年七月実施の『銀行条例』第五条（一人または一會社に資本金高の十分の一を超える金額を貸付け、または割引できない）が銀行業者の反対で二十八年に削除されたことに起因すると思われる。当時の銀行は富豪の家業（企業）と密接な関係をもつ機関銀行的色彩が濃厚だったからである。

第三節 陸海交通と通信

渡船

幕末動乱期から維新へかけてのインフレーションで、かつて三文といわれた豊岡町京口渡しの渡船料は四〇文にまで高騰した。西京往還の要所を占める京口渡しに限らず当時、渡船が交通上占める重要度は今日の比ではなかつたから、諸物価が落ち着くにつれて貨額を含む行政指導が引き続いた。明治四年（一八七二）七月に十五文（日撫渡し）・一〇文（京口渡し）であったものが、九月には十二文と八文に減額された。津居山鵜穴津から氣比間の渡しは、前年まで四〇文であったものが春の末には三〇文とな